

【延長】住宅設備保証サービス

保証登録証

・本保証登録証は、本記載内容で「【延長】住宅設備保証サービス」の提供を行うことをお約束するものです。
・本保証登録証には保証の範囲と条件及び提供するサービスについて記載されておりますので、裏面の利用規約とともに必ずお読みいただきますようお願いいたします。

但し、本登録期間内においても以下に該当する場合は本サービス対象外とします。

- 本登録証のご提示がない場合
- 本登録証にサービス提供会社の社印及び登録住宅番号が記載されていない場合

登録住宅番号	
登録住宅	様邸
登録住宅所在地	
保証登録期間	登録住宅の引渡し日より10年間

【延長】住宅設備保証サービスについて

設備カテゴリー	対象住宅設備
給湯器	給湯器（エコキュート・ガス・石油給湯器）
システムキッチン	ガスコンロまたはIHクッキングヒーター、レンジフード、食洗機、整水器、浄水器、電動昇降戸棚、ビルトインオープンレンジ、水栓
ユニットバス	浴室乾燥機、ポップアップ排水栓、ジェットバス、ミストシャワー、表示機リモコン、浴室テレビ、水栓
洗面所	洗面化粧台、水栓
トイレ	温水洗浄便座（2台まで）
インターホン	インターホン
換気システム	換気扇または換気システム
エアコン	エアコン（1台まで）

※サービス提供会社にて設置した設備のみサービス適用の対象となります。

※電池、電球、フィルター類、パッキン等メーカーの定める消耗品の交換については、保証期間中であっても保証修理の対象とならず、お客様のご負担となります。

サービス提供会社（保証者）

株式会社サンプル

印

【延長】住宅設備保証サービス 利用規約

「【延長】住宅設備保証サービス 利用規約（以下「本規約」という）」は、表面記載の保証者（以下「弊社」という）が、建築請負もしくは販売する住宅（以下「対象住宅」という）を対象として、弊社が対象住宅のお客様に対し提供する「【延長】住宅設備保証サービス（以下「本サービス」という）」のご利用に関する規約を定めるものとします。

第1条 本サービスの目的

本サービスは、対象住宅につき、お客様が安心快適に居住いただくために「【延長】住宅設備保証サービス」を提供し、住宅価値の維持・向上に資することを目的とします。

第2条 本サービスの構成と内容

- 本サービスの内容は以下のとおりとなります。
 - 【延長】住宅設備保証サービス：本書表面記載の対象住宅設備について、当該設備メーカー保証期間以降について、弊社が対象住宅を引渡した日から10年間保証修理を提供するサービス
- 本サービスは、弊社及び弊社が業務を委託する運営会社等（以下「運営会社等」という）が本規約に基づきサービス提供を行います。

第3条 サービスの対象者

- 本サービスの提供を受ける対象者は、対象住宅の所有者及び同居家族・弊社が承諾した居住者（以下「本サービスの対象者」という）とします。
- 本サービスの対象者以外からの本サービスの利用受付はしません。
- 対象住宅は、原則として、居住を目的としているものに限りです。
- 本サービスの対象者は、その地位、資格を第三者に譲渡、担保提供することはできません。

第4条 サービスの対象者の取消し

本サービスの対象者が次のいずれかに該当する場合、弊社は、本サービスの対象者の取消しができるものとします。

- 本規約に違反した場合
- 本サービスを不正に利用した場合
- その他、弊社が不適切と判断した行為を行った場合

第5条 個人情報の取扱い

- 弊社は、本サービスの対象者よりご提供いただいた個人情報等を保管、使用の上で、本サービスの提供を行い、本サービスの提供以外の目的には使用しません。
- 本サービスの目的の遂行のために、以下の場合に限り、弊社の責任において、以下の運営会社等への本サービス対象者の個人情報を提供します。

提供先	提供する目的	提供する個人情報
運営会社等	本サービスの業務の一部業務等	住宅名、対象者の氏名、住所、電話番号、引渡日、本サービスの利用契約内容、設備情報、本サービスの利用履歴、本サービスの対象者と住宅居住者の関係等
修理業者及び設備メーカー等（施工店・指定修理店を含む）	対象住宅設備の修理提供等	
損害保険会社	本サービスに関する保険会社との契約	

第6条 規約の変更

- 弊社は、本サービスの目的の遂行に必要な場合又は経済情勢の変動などのやむを得ない事情が発生した場合は、本サービスの対象者の承諾なく本規約を変更できるものとします。
- この場合、弊社は書面（又はホームページ上）等により本サービスの対象者に対し変更内容を通知するものとします。

第7条 本サービスの一時的な中断

- 弊社は、以下の場合、本サービスを一時的に中断することがあります。
 - 本サービスのシステム保守を定期的に行う場合
 - その他、運用上又は技術上、弊社が本サービスの提供の一時的な中断を必要とした場合
 - 天災地変その他の不可抗力又は、弊社の責に帰すことのできない事由により本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合

第8条 本サービス（設備修理保証の内容・範囲）

- 本サービスの対象住宅設備は、本書表面に記載の通りです。
- 対象は、電気的・機械的故障でかつ対象機器のメーカー保証の対象となる故障（以下「自然故障」という）のみとします。

第9条 本サービスの利用期間

- 本サービスの各メーカー保証期間終了以降で、対象住宅を引渡した日から10年間です。

第10条 本サービスである設備保証修理の実施

- 弊社は、設備保証修理の依頼を受けた場合、当該住宅設備が本規約に基づき保証修理の対象となることを確認したうえで、本規約に従い当該住宅設備の修理を提供します。
- 1回あたりの保証修理の費用見積額が当該対象住宅設備の商品価格（税抜）を上回る場合、または修理が不可能な場合（メーカーによる部品供給不可等）は、弊社が指定する同等設備を提供することをもって修理に代えることが出来るものとします。
- 同等設備の新規交換提供がなされた場合、該当の住宅設備にのみ、本サービスの提供を終了します。

第11条 本サービスの対象外項目

以下の場合は、本サービスの契約期間内であっても本サービスの対象とならないものとします。

- 保証対象住宅設備以外の箇所が原因の不具合
- 弊社を介さずに第三者が補修を実施した場合
- 電池、フィルター等メーカー規定の消耗品の交換のみの場合
- 機能及び使用の際に影響の無い損害（機能及び使用の際に影響のない音、振動、臭い及び傷、汚れ、へこみ、反り、変形、変色等の外観の損傷及び美観的事象を含む）
- 通常使用に支障無く経年劣化の範囲に該当すると判断される場合
- 対象住宅設備のメーカーの責に起因した不具合（メーカーがリコール宣言を行った後における、リコールの対象を含む）
- 引渡し後に取り付け場所を移動落させたことで生じた故障損傷
- 一般家庭以外（業務用の使用等）によって生じた不具合
- 不適切な使用（落下、衝撃、水漏れ、電気漏洩、増設及び改造行為等）により生じたもの（その他傷、さび、カビ等を含む）
- 動物・植物等外部要因での変質等の事由により生じたもの
 - 故意・過失により生じたもの
 - 天災地変その他不可抗力により生じた故障等、弊社の責に帰すことのできない事由によるもの

第12条 間接損害

弊社は対象住宅設備の故障に起因する間接損額（次の損害を含む）について、賠償・補償等何らの責任も負わないものとします。

- 他の財物に生じた故障、損傷等の損害
- 対象機器又は対象部位、もしくは前号の財物が使用できなかったことによって生じた損害
- 身体の傷害（傷害に起因する死亡含む）による損害、精神的損害

第13条 本サービスの利用方法

- 本サービス利用期間中は、対象者は弊社に連絡して本サービスの提供を依頼するものとします。

第14条 損害賠償

本規約に定める本サービスの対象者に取り消し、解除および一時的な中断等により本サービスの対象者に損害が生じたとしても、本サービスの対象者は、弊社に対し損害賠償の請求は、できないものとします。

第15条 暴力団等反社会的勢力についての扱い

本サービスの対象者が以下に違反した場合、弊社は何ら催告を要せずして本サービスの利用を解除することができるものとします。

- 本サービスの利用期間において、自ら又は法人の場合自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）でないこと、反社会的勢力に自己の名義を利用させていないことを確約するものとします。
- 本サービスの対象者は、弊社、管理会社、運営会社、修理業者並びに住設機器及び建材メーカーなどに対し、自ら又は第三者を利用して、本サービスに関し、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為をしたり、偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は信用を毀損する行為をしないことを確約するものとします。

第16条 管轄裁判所

本サービスに関し争いが生じた場合は、弊社の本社所在地を管轄する地方裁判所をもって第一審訴訟及び民事調停における専属的な合意管轄裁判所とします。

以上